

群馬県立県民健康科学大学授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学学則（以下「学則」という。）第29条及び第31条第3項の規定に基づき、授業科目の種類及び単位数、履修方法並びに学修の評価に関し必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 学生が履修する授業科目の名称及び単位数については入学年度等に応じ別表のとおりとする。

2 主要授業科目は、教養教育科目、専門教育科目の必修科目とする。

3 学生が次の各号のいずれかに該当する場合、履修すべき授業科目の名称及び修得すべき単位数については第1項にかかわらず別に定める。

(1) 再入学者

(2) 復学者

(3) 転部した在学生

(4) その他必修科目の不合格等により履修計画に配慮を要する者

(履修の届出)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目を履修届により、別に定める期日までに学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による届出をしない授業科目は、履修することができない。

3 履修登録単位数の上限は、年間49単位までとし、他大学との単位互換による単位数を含むものとする。

4 前項の規定にかかわらず、次条に定める成績優秀者として認定された学生の上限については、年間54単位とすることができる。

(成績優秀者)

第4条 前条第4項の規定を適用できる学生は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 前年度において授業科目を40単位以上修得していること。

(2) 第7条に定めるグレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average 以下「GPA」という。) が前年度において3.0以上であること。

(履修の変更等)

第5条 前条の規定により届け出た授業科目の履修を変更し、または取り消す場合は、履

修科目変更等届を提出しなければならない。

(学修の評価)

第6条 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

2 前項の学修の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験及び平素の成績を総合して次の基準により行う。

評価	評点	評価基準	判定
A	90点以上 100点まで	授業科目の目標を十分に達成し、優秀な成果をおさめている	合格
B	80点以上 90点未満	授業科目の目標を十分に達成している	
C	70点以上 80点未満	授業科目の目標をおおむね達成している	
D	60点以上 70点未満	授業科目の目標を最低限度達成している	
F	60点未満	授業科目の目標を達成していないので再履修が必要である	不合格

(GPA 制度)

第7条 授業科目ごとに学修を評価するほか、GPA を用いて修学に関する指導を行う。

2 GPA は、授業科目の成績に応じてグレード・ポイント (Grade Point 以下「GP」という。) を定め、当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を履修した授業科目の総単位数で除して算出する。

3 新入学生の既修得単位認定に関する規程、外国留学規程に基づいて認定された単位及び別に掲げる授業科目については、GPA 算出の対象としない。

4 授業科目を再履修したときは、入学時からの累積 GPA については、再履修前における当該授業科目の単位数を除いて算出する。

5 GP、セメスターGPA 及び累積 GPA の算出式は、次のとおりとする。

(1) GP

成績	GP
A	4
B	3
C	2
D	1
F	0

(2) セメスターGPA

(少数第2位を四捨五入)

(当該学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目の GP) の和

セメスターGPA = $\frac{\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目の GP の和}}{\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$

当該学期において履修した各授業科目の単位数の和

(3) 累積 GPA

(少数第 2 位を四捨五入)

(全ての学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目の GP) の和

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{全ての学期において履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目の GP の和}}{\text{全ての学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$$

(カリキュラム・アドバイザーによる指導等)

第 8 条 学生は、学修に関して、毎学期カリキュラム・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）による指導を受けなければならない。

2 履修登録には、アドバイザーの確認を必要とする。

3 セメスター GPA が 2.0 未満となった者に対しては、アドバイザーが特別の指導を行う。

4 セメスター GPA 2.0 未満が 3 セメスター連続した者に対しては、教授会の議を経て退学を含めた指導・勧告をする場合がある。

(単位の授与)

第 9 条 単位は、A、B、C 又は D の評価を得た者に与える。

(試験)

第 10 条 試験は、その科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、当該科目の担当教員が必要と認めたときは、学期末以外に行うことができる。

(追試験)

第 11 条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった者について期日を指定して実施する。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願に、医師の診断書その他試験を受けられなかったことを証する書類を添えて、原則として、当該科目の試験終了後 3 日以内に学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 12 条 試験又は追試験において不合格となった者に対しては、当該科目の担当教員の判定に基づき、再試験を行うことができる。

2 再試験による学修の評価は原則として D 以下とする。

(試験の受験を認めない者)

第 13 条 試験科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の 3 分の 2 に満たない者は、試験を受けることができない。ただし、欠席の事情、程度により、当該科目の担当教員が

成業の見込みがあると認めた場合に限り受験することができる。

(不正行為)

第 14 条 試験において不正行為を行った者には、別に定める「群馬県立県民健康科学大学試験等の不正行為に対する処置規程」に基づき処置を行うほか、学則第 38 条第 1 項の規定に基づき懲戒処分を行う場合がある。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する